

令和7年度東員町役場庁舎改修に伴うオフィス環境整備支援業務

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

令和7年度東員町役場庁舎改修に伴うオフィス環境整備支援業務（以下、「本業務」という。）を委託するにあたり、プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

令和7年度東員町役場庁舎改修に伴うオフィス環境整備支援業務

(2) 目的

本業務は、DX推進による住民の生活スタイルやニーズの多様化が進む中、住民サービスの利便性向上を図る「フロントヤード改革」と、業務の効率化を進め、持続可能な行政サービス提供体制を確保していく「バックヤード改革」を実施するのに伴い庁内の改修を行うものである。

目的達成のためには、オフィス環境整備に向け必要な現状調査や職員の意識調査、職員意見を踏まえたレイアウト変更案や備品リスト作成等を、市場や国・他自治体の動向に明るく、専門的知見を有した事業者への委託により実施することが必要である。

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

3 企画提案上限額

3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

プロポーザルに参加できる者は、下記の条件を満たすこと。

(1) 本プロポーザルに参加するものは、下記①～③を事務局へ提出すること。

- ① プロポーザル参加申込書（第1号様式）
- ② 同種業務実績（第2号様式）
- ③ 誓約書（暴力団排除関係）（第3号様式）

※上記①～③の提出は、令和7年6月10日 16時00分まで(必着)

提出先：東員町役場 総務課 総務管財係に持参又は郵送にて提出すること。

(2) 本プロポーザルに参加するものは、過去5年間で、本件と同様な事例実績を有すること。

- (3) 東員町建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を、公告日現在から受託候補者特定の日まで受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (7) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（町との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和7年6月4日（水）17時00分まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（第5号様式）により、電子メール又はFAXにて提出すること。
件名は「東員町役場庁舎改修に伴うオフィス環境整備支援業務提案に関する質問」としてください。
※電子メール又はFAX以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日：令和7年6月10日（火）
- (4) 回答方法：回答は、電子メールで全ての参加予定事業者に一斉に送信する。
なお、業者の名称等に関する質問には回答しない。

6 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数

① 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本10部

ア 会社概要（第7号様式）

イ 業務実施方針及び体制表（任意様式）

ウ 業務協力予定書（第4号様式）※再委託する場合のみ

※受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

※受託者がグループ企業等と業務委託契約が発生しない連携を図る場合には連携内容や体制を事前に事務局に説明のうえ、第三者委託に該当するか否かの判断を仰ぐこと

エ 工程表（任意様式）

オ 企画提案書（任意様式）

カ 提案見積書（第6号様式）

※本業務に係る必要な経費を算出し、詳細に記載すること。なお、参考見積書の金額が「3 企画提案上限額（予定価格）」を超過した場合は失格となるため留意すること。

(2) 作成要領

仕様書の業務内容について、以下のとおり具体的な提案を記載した企画提案書を作成すること。

なお、様式は任意、A4版15ページ以内（表紙・目次を除く、体制表・実績表は含む）で作成し、下部中央に頁番号を付すこと。

ア 提案内容

- ・本業務全般についての考え方など
- ・各業務の実施手法等についての提案など
- ・提案のアピールポイント
- ・その他、本業務を受託するにあたり、特に留意する点

イ 業務実施体制とスケジュール

ウ 本業務に携わる担当者等の氏名と経歴・実績及び事業所としての本業務に類似する業務の受託実績（任意様式）

(3) 企画提案書提出期限等

① 提出期限：令和7年6月23日（月）16時00分まで（必着）

② 提出場所：東員町役場 総務課 総務管財係

③ 提出方法：持参又は郵送にて事務局まで提出すること。

郵送による場合、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。ファクシミリ・電子メール等による提出は受付けない。電子データについては、PDFデータを格納した媒体（DVD等）にて提出すること。

7 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1)書類審査

プロポーザル参加申込者が多数の場合は、書類選考によりプレゼンテーション審査対象者を選考します。

プレゼンテーション審査対象者通知：令和7年6月13日（金）予定

(2)審査（プレゼンテーションの審査）

プレゼンテーション審査対象者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記7で示す審査基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定します。

実施日：令和7年6月27日（金）予定

時間構成：1者当たり30分（説明20分、質疑10分）以内の予定

注意事項：参加者は3人以内とし、企画提案書等に沿った説明を行うこと。なお、スクリーン及びプロジェクターは本町で用意するが、その他必要なものがある場合には、参加者が用意すること。また、プレゼンターは本業務の体制表に記載がある者とし、本業務終了まで業務を担当すること。

(3) 審査結果の通知

審査結果を書面により通知します。

評価点が一番高かった事業者を優先交渉権者、二番目に高かった事業者を次点とする。評価点が同点となった場合の最終的な順位は、審査委員会が行う。

提案事業者が1者の場合においても、事業実施の適格性を審査することとする。

本プロポーザルの最低合格基準は140点とする。

審査結果に対する、疑義については受け付けない。

結果の通知：令和7年6月30日（月）予定

8 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

【評価項目・事項】

(計200点)

審査項目	評価基準	評価点
業務実施方針 及び体制表	本業務を理解した方針が設定できているか 本業務を遂行できる体制が組まれているか (様式4、6 及び 任意様式A 4 横片面一枚)	25点
業務実績	他の自治体での業務実績	30点
工程表	当業務を確実に実施するための提案がなされているか	15点
企画提案 テーマ①	効果的で効率的な方法が提案されているか 職員に対するリニューアルに必要な事前情報のインプットが出来るか 最適なプランを検討する為の効果的かつ具体的な方法が提案されているか	35点
企画提案 テーマ②	職員だけでなく住民にとってより良い庁舎となるためのプランとなっているか 現状と将来を踏まえた適切なプランが提案されているか レイアウト変更実施が確実に遂行されるためのレイアウト変更基本計画を策定し、レイアウト変更実施事業者選定についての支援が提案されているか	45点
企画提案 テーマ③	リニューアル後のオフィスが維持・継続できるような提案がされているか 本業務の目的に沿った独自の提案がされているか	40点
価格	提案内容に見合った適正な金額となっているか 価格点 = $10 \times ((1 - \text{企画提案価格} \div \text{企画提案上限額}) + 70\%)$ 算出された価格点は、価格評価配点(10点)を上限とする。 また、企画提案価格が企画提案上限額を超えた場合は、下記の算出式に関わらず価格点は0点とする。	10点
合計：200点		

9 スケジュール（予定を含む。）

公告	令和7年5月23日（金）
現地説明会	令和7年6月 3日（火） 14時00分より
質問書の最終受付期限	令和7年6月 4日（水） 17時00分まで
質問書への回答	令和7年6月10日（火）
参加申込書の提出期限	令和7年6月10日（火） 16時00分まで
プレゼンテーション審査対象者通知	令和7年6月13日（金）（予定）
企画提案書等提出期限	令和7年6月23日（月） 16時00分まで
審査日	令和7年6月27日（金）（予定）
結果の通知	令和7年6月30日（月）（予定）
契約締結（予定）	令和7年6月30日（月）（予定）
業務開始	令和7年6月30日（月）（予定）

10 現地説明会への出席

対象執務室の現状等について、以下のとおり現地で説明する。説明会への出席は任意とするが、本プロポーザルへの参加を希望する場合には、できる限り出席すること。

- (1) 日 時：令和7年6月3日(火)午後2時00分～午後2時30分
- (2) 場 所：東員町役場
- (3) 申込方法：令和7年6月2日(月)までに、事務局宛に電子メールにて事業者名、担当者名、連絡先を通知すること。

なお、執務スペースの見学は、来庁者や業務中の職員へ配慮するため、各事業者2名とする。

11 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーション審査に選定されたものは、企画提案書等の内容について、以下のとおりプレゼンテーションを実施する。

- (1) 日 時：令和7年6月27日(金)
詳細な時間は追って通知する。
- (2) 会 場：東員町保健福祉センター 2階 大会議室
- (3) 持ち時間：説明20分、質疑10分
- (4) 説 明 者：受託した場合に主担当者となる予定の者が行うこと。
- (5) そ の 他：企画提案書等の提出時に添付していない資料の追加は認めない。
：プロジェクター及びスクリーンは事務局が用意する。
：プレゼンテーション参加者は、必ず本業務に参加するものとし、プレゼンテーションのみの参加は認めない。

12 契約締結について

- (1) 原則、優先交渉権者と企画提案内容について協議が調った後、契約手続きを行うものとする。
- (2) 優先交渉権者に決定したことをもって、提案したすべての内容（金額・仕様・数量等）について契約を保証するものではない。契約内容については、町と協議を行い決定する。

13 提出書類の取扱い

- (1) 著作権は提案者に所属する。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 参加者の名称は、公開することがある。
- (4) 提出された書類について、東員町情報公開条例（平成 12 年 6 月東員町条例第 21 号）の対象となるほか、規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。このとき町は企画提案書等を無償で利用できるものとする。
- (5) 事業の審査作業に必要な範囲において、町は企画提案書の複製をすることがある。

14 失格要件

以下の場合には、委員会において審査のうえ、失格となることがある。

- (1) 本実施要領に沿った方法で企画提案がなされなかった場合
- (2) 企画提案書及び見積書に虚偽の記載がある場合
- (3) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) その他審査委員会において、不相当と認められた場合

15 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

16 問い合わせ・書類等提出先

【事務局】東員町 総務課 総務管財係 三林 直樹

住所：〒511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田 1 6 0 0

電話：0594-86-2800

メール：soumu@town.toin.lg.jp